



2026年5月15日

各 位

会社名	藤井産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井 昌一 (コード9906 東証スタンダード)
問合せ先	取締役 専務執行役員 コーポレート本部長 渡邊 純一
電 話	028-662-6060

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結、商号変更及び定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ

当社は2026年3月27日付「会社分割による持株会社体制への移行準備開始及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において、2026年10月1日（予定）を効力発生日として吸収分割の方式により持株会社体制に移行すべくその準備を開始する旨を公表しております。この度、当社は本日開催の取締役会において、2026年10月1日（予定）を効力発生日とする吸収分割契約（以下、「本吸収分割」という。）を当社完全子会社である藤井産業マテリアルイノベーション株式会社及び藤井産業インフラソリューション株式会社（以下「承継会社」という。）と締結すること、並びに当社の商号を2026年10月1日付で「藤井産業ホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて、定款の一部変更（以下、「本定款変更」という。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本吸収分割及び本定款変更については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）による承認が得られることを条件として実施いたします。また、本吸収分割は当社の完全子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、企業理念である「常に時代に対応し、新たな価値を創造しつづける企業グループ」を目指し、電設資材、制御機器及び建設資材の卸売から総合建築、設備・プラント、情報インフラ施工、加えて再生可能エネルギー発電事業等幅広い事業を展開しております。当社は2023年8月に創業140周年を迎えましたが、事業環境の急速な変化や事業内容の多様化へ対応するため、これまで続いた事業部制から事業運営体制の刷新を検討しており、その第一段階として2022年4月より社内カンパニー制を導入いたしました。権限の委譲と責任を明確化し、事業特性に応じたフレキシブルな体制の構築を可能としたことで、自律的成長を促し、事業間シナジーの最大化、コスト構造の最適化を目指すものであります。これにより現状、一定以上の効果がみられており、この流れをさらに強化すべく持株会社体制に移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ経営機能に特化し、各事業会社は環境の変化に対応し、事業特性に応じたより機動的な事業展開を行うことにより、当社グループの更なる企業価値向上を目指してまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	2026年5月15日
吸収分割契約締結	2026年5月15日
吸収分割契約承認株主総会	2026年6月25日(予定)
吸収分割の効力発生日	2026年10月1日(予定)

※承継会社において、本吸収分割は、いずれも会社法第796条第1項に規定される略式分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割り当ての内容

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割に伴う当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は当社から、本吸収分割契約の定めに従い、効力発生日における承継事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を継ぎます。なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社は、本吸収分割後に予想される当社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、当社及び承継会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態の発生は現在のところ予測されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

(1) 分割会社(当社)の概要

	分割会社	
(1) 商号	藤井産業株式会社	
(2) 本店の所在地	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 昌一 代表取締役社長業務代行専務執行役員 滝田 敦	
(4) 事業の内容	電設資材、制御機器及び建設資材の卸売、総合建築、設備・プラント、情報インフラ施工及び再生可能エネルギー発電事業等	
(5) 資本金の額	1,883 百万円	
(6) 設立年月日	1955 年 12 月	
(7) 発行済株式数	10,010,000 株	
(8) 決算期	3 月 31 日	
(9) 大株主及び持株比率時点 (2026 年 3 月 31 日時点)	藤井 昌一	11.47%
	藤和コンサル株式会社	10.81%
	藤井産業取引先持株会	9.48%
	藤井 幸子	7.20%
	株式会社足利銀行	4.66%
	小林 保子	4.27%
	株式会社群馬銀行	3.63%
	藤井産業社員持株会	3.63%
	杉本電機産業株式会社	3.54%
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績 (日本基準)		
決 算 期	2026 年 3 月期 (連結)	
純 資 産	44,341 百万円	
総 資 産	69,949 百万円	
1 株当たりの純資産	4,926.60 円	
売 上 高	105,856 百万円	
営 業 利 益	6,199 百万円	
経 常 利 益	6,820 百万円	
当 期 純 利 益	4,854 百万円	
1 株当たりの当期純利益	574.06 円	

(2) 承継会社の概要

	承継会社	承継会社
(1) 商号	藤井産業マテリアルイノベーション株式会社	藤井産業インフラソリューション株式会社
(2) 本店の所在地	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 関 勝利	代表取締役社長 滝田 敦
(4) 事業の内容	本吸収分割前は事業を行っていません	本吸収分割前は事業を行っていません
(5) 資本金の額	400 百万円	400 百万円
(6) 設立年月日	2026 年 4 月	2026 年 4 月
(7) 発行済株式数	8,000 株	8,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主及び持株比率	藤井産業株式会社 100%	藤井産業株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績 (日本基準)		
	2026 年 4 月 1 日 (単体)	2026 年 4 月 1 日 (単体)
純資産	400 百万円	400 百万円
総資産	400 百万円	400 百万円
1 株当たりの純資産	50,000 円	50,000 円
売上高	-	-
営業利益	-	-
経常利益	-	-
当期純利益	-	-
1 株当たりの当期純利益	-	-

※ 1 当社は 2026 年 10 月 1 日付で「藤井産業ホールディングス株式会社」に商号変更予定です。

※ 2 承継会社は、最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
藤井産業マテリアルイノベーション株式会社	電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業
藤井産業インフラソリューション株式会社	制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安管理、電力小売媒介事業

(2) 分割又は承継する部門の経営成績 (2026年3月期実績)

	分割事業売上高
電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業	58,966 百万円
制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合管 繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安管 理、電力小売媒介事業	37,943 百万円

(3) 分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格 (2026年3月31日現在)

藤井産業マテリアルイノベーション株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	18,943 百万円	流動負債	8,974 百万円
固定資産	3,747 百万円	固定負債	680 百万円
合計	22,691 百万円	合計	9,654 百万円

藤井産業インフラソリューション株式会社

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	17,316 百万円	流動負債	10,801 百万円
固定資産	2,252 百万円	固定負債	995 百万円
合計	19,568 百万円	合計	11,796 百万円

(注) 上記金額は、2026年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減等を加除した金額となります。2026年3月31日時点では、資産が負債を超過する見込みであります。

5. 本吸収分割後の状況

(1) 分割会社(当社)の概要

(1) 名称	藤井産業ホールディングス株式会社 ※2026年10月1日付で「藤井産業株式会社」から商号変更予定
(2) 所在地	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 昌一
(4) 事業内容	グループ経営管理等に関する事業
(5) 資本金	1,883 百万円
(6) 決算期	3月31日

(2) 分割承継会社の概要

(1) 名称	藤井産業マテリアルイノベーション株式会社	藤井産業インフラソリューション株式会社
(2) 所在地	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3	栃木県宇都宮市平出工業団地 41 番地 3
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 関 勝利	代表取締役社長 滝田 敦
(4) 事業内容	電設資材・情報機器・建設資材等の卸売及び施工・保守事業	制御機器の販売、総合建築施工、設備・プラント及び総合営繕工事、再生可能エネルギー発電システムの施工・保安管理、電力小売媒介事業
(5) 資本金	400 百万円	400 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本吸収分割により事業を承継する承継会社は、当社の完全子会社であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微と考えております。

II. 商号変更

1. 商号変更の理由

上記 I. に記載のとおり 2026 年 10 月 1 日（予定）をもって持株会社体制へ移行するため、2026 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件に、当社の商号を変更いたします。

2. 新商号

藤井産業ホールディングス株式会社

(英文表記: Fuji Sangyo Holdings Corporation)

3. 新商号変更日

2026 年 10 月 1 日（予定）

Ⅲ. 定款変更（商号及び事業目的の変更）について

1. 定款変更の目的

上記Ⅰ.及びⅡ.に記載のとおり持株会社体制への移行に伴い、2026年10月1日（予定）付で当社の商号及び事業目的を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は<u>藤井産業株式会社</u>と称し、英文では<u>Fuji i S a n g y o C o r p o r a t i o n</u> と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の物品の販売、輸出入業、および賃貸、レンタル、リース業 <u>(1) 電気工事材料、管工事材料、照明器具、電線・ケーブル</u> <u>(2) 制御・受配電機器、計測機器、モーター、ポンプ</u> <u>(3) 換気・送風機器、冷暖房・空調機器</u> <u>(4) 半導体素子、電子部品、通信機器、防災機器、コンピュータ機器、電子映像機器</u> <u>(5) 家庭電器品、健康機器、衛生用機器、厨房機器</u> <u>(6) 受配電盤、受変電設備、蓄電池、発電機、太陽光発電装置</u> <u>(7) 工作機械、建設機械、搬送機械、昇降機、自動車</u> <u>(8) 建築外装材、建築内装材、土木資材、仮設建築資材</u> <u>(9) 事務機器、書籍、玩具、文房具</u> <u>(10) 宝石、貴金属、時計</u> <u>(11) 産業用、工作用、建設土木用、輸送用、通信用、事務用、医療用、給電用、商業用等に供される機械、器具および設備等</u> 2. 前号の物品の中古品の販売 3. 次の工事の請負ならびに関連する設計、施工、監理およびコンサルタント業 <u>(1) 建築一式工事</u> <u>(2) 土木一式工事</u> <u>(3) 管工事</u> <u>(4) 機械器具設置工事</u> <u>(5) タイル・れんが・ブロック工事</u> <u>(6) 板金工事</u> <u>(7) 屋根工事</u> <u>(8) 建具工事</u> <u>(9) ガラス工事</u> <u>(10) 電気通信工事</u> <u>(11) 電気工事</u> <u>(12) 水道施設工事</u></p>	<p>第1章 総 則 （商号） 第1条 当社は<u>藤井産業ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Fuji i S a n g y o H o l d i n g s C o r p o r a t i o n</u> と表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 子会社および関係会社の株式または持分を所有することによる、当該会社の事業活動の支配および管理</u> <u>(2) 子会社および関係会社に対する経営管理およびこれに付随する業務</u> <u>(3) 子会社および関係会社に対する融資、債務の保証およびこれらの付随する業務</u> <u>(4) 不動産の取得、保有、賃貸、管理ならびにこれらに付随する利用および処分</u> <u>(5) エネルギーの発電、供給および販売ならびにこれらに関連する事業</u> <u>(6) 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(13) <u>清掃施設工事</u> (14) <u>産業廃棄物処理施設工事</u> (15) <u>熱絶縁工事</u> (16) <u>内装仕上げ工事</u> 4. <u>次のコンピュータに関連する事業</u> (1) <u>ソフトウェアの開発および販売</u> (2) <u>コンピュータによる計算業務の受託</u> (3) <u>コンピュータ教室の経営、講習会の開催</u> 5. <u>クレーンの設計、製作、据付</u> 6. <u>次の自然エネルギー等に関連する事業</u> (1) <u>自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u> (2) <u>自然エネルギー等による発電設備の設置および保守管理業務ならびに保安管理業務</u> 7. <u>電力の小売り事業</u> 8. <u>労働者派遣事業</u> 9. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</u> 10. <u>有価証券の保有および運用</u> 11. <u>著作権、特許権、意匠権、実用新案権等の無体財産権の売買および賃貸借</u> 12. <u>集金代行業務</u> 13. <u>各種情報処理・提供サービス</u> 14. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第39条（条文省略） 附則 第1条～第3条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第3条～第39条（現行どおり） 附則 第1条～第3条（現行どおり）</p> <p><u>附則 第4条（商号及び目的の変更に関する経過措置）</u> <u>第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2026年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除するものとする。</u></p>

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年 6月 25日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年 10月 1日（予定）

以 上